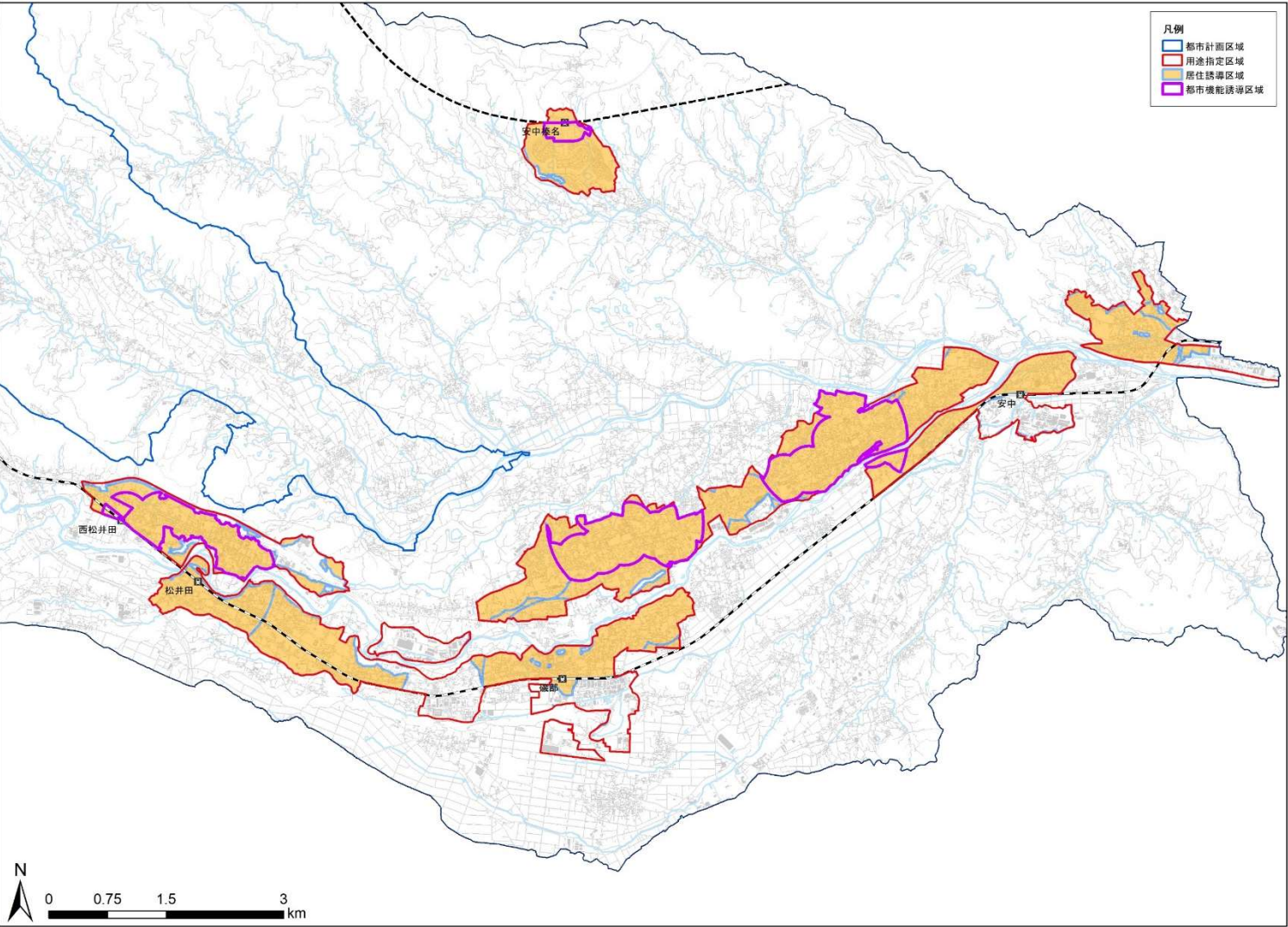


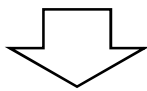
<報告> 居住誘導区域等の見直しについて

▼策定委員会でご協議いただいた居住誘導区域等の案



上記案について、国のヒアリングや県との打ち合わせを実施し、助言をもらった。

- ・安全性が確認できない災害リスク(浸水想定区域・家屋倒壊等氾濫想定区域・大規模盛土造成地)のある場所には、原則、居住を誘導すべきでない。ただし、どうしても区域に含めていかななくてはならない場所については、具体的な防災・減災対策を示し、安全性を担保する必要がある。
- ・区域をもっとコンパクトにしたほうが、人口密度が高くなりかつ維持しやすくなる。なおかつ、都市機能の維持につながる。



市として災害リスクのある場所には、原則、居住を誘導せず、もっとコンパクトな区域設定を行うべきであると考えを改め、根本的な区域の見直しが必要であると認識した。

例・・・根本的にコンパクトになるような設定方法を検討(どのような範囲をベースとするか)

例・・・原則、大規模盛土造成地を居住誘導区域から除外(どこまでどのように除外するか)

例・・・原則、家屋倒壊等氾濫想定を居住誘導区域から除外(どこまでどのように除外するか)

